

国民健康保険証の有効期限は12月1日(月)まで

現在お持ちの保険証や資格確認書等の有効期限は、**12月1日(月)まで**です。マイナンバーカードの保険証(以降、「マイナ保険証」)の利用登録をしている人は、マイナ保険証を使って医療機関等を受診することになります。また、マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書と高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人のみ)を送付します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

11月中旬に世帯主あてに

「資格情報のお知らせ」または

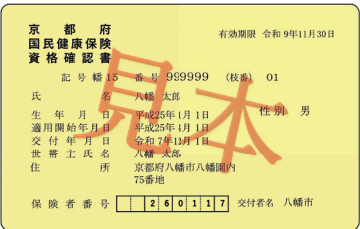
「資格確認書」と「高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人のみ)」を送付

対 象	郵送するもの (郵送方法)	医療機関での使用方法
マイナ保険証を持っている人	▶資格情報のお知らせ 【A4サイズ】 (普通郵便)	マイナ保険証が利用できない医療機関窓口で、マイナ保険証と一緒に提示 ※左記のお知らせだけで、医療機関を受診することはできません。
マイナ保険証を持っていない人	▶資格確認書 【従来のカード型】 ▶高齢受給者証 ※受給者証は70歳以上75歳未満の人に送付 (簡易書留郵便)	医療機関窓口で提示

※世帯の中で登録状況が異なる場合、それぞれ別便で郵送します。
※70歳以上75歳未満の人でマイナ保険証をお持ちの人は、高齢受給者証が不要になります。なお、自己負担割合は「資格情報のお知らせ」に記載しています。

資格情報のお知らせ(案)
(A4サイズ)

資格確認書イメージ(案)
(従来のカード型)



マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は
ご自身でマイナポータルで確認できます!

いますぐ手元
でできるよ

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を
することができます。



※登録状況未確認の状態でも、受診時に医療機関等にマイナンバーカードをお持ちください。顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、登録済みであればそのまま使うことができ、未登録であればその場で利用登録をすることができます。

マイナ保険証の利用登録の確認方法

利用登録の確認は、マイナポータルから
ご覧いただけます(左の図)。

マイナ保険証の利用登録の解除には 申請が必要

国民健康保険被保険者と後期
高齢者医療制度被保険者が、マ
イナ保険証の利用登録の解除方
法は、市ホームページをご覧
いただくか、国保医療課にお問

合わせください。
※それ以外の医療保険加入者
は、ご自身が加入する医療保
険の保険者にお問い合わせく
ださい。

☎国保医療課国保年金係(☎983-2962)

今年度から
電子申請を導入

競争入札等参加資格審査申請の受け付け

市ホームページ



令和8年度に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます(物品等の供給は、令和8・9年度分)。申請していないと、競争入札等に参加することができません。

なお、今年度からインターネットを利用した電子申請へ変更となったため、紙媒体での提出は不要です。
※電子申請の方法は、市ホームページをご覧ください。

※期限までに申請手続きが完了しなかった場合は、申請期間終了後に取り消されますので、ご注意ください。
※インターネットでの申請が難しい場合は、契約検査課までご相談ください。

区 分	建設工事・測量等コンサルタント業務		物品等の供給
対 象	市内業者のみ		市内・市外業者問わず
業 務	建設工事または測量等コンサルタント業務		物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供など
登録申請 資 格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社)		令和8年3月31日現在で、当該営業開始後1年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後1年以上のもの)
	審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者		直前1年の営業年度に営業実績高のある者
	成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人、または破産者で復権を得ていない者でないこと		
	市税その他納付金などの未納がない者		
	その他要領のとおり(要領は、市ホームページから入手できます)		
受付期間	11月4日(火)～12月12日(金)		
受付方法	インターネットによる受け付け		
必要書類	印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等		
登録有効 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)		令和8年4月1日～令和10年3月31日(2年間)

☎契約検査課(☎983-2201)